

給水装置臨時使用届 兼 公共下水道(排水処理施設)一時使用届

＜給水装置臨時使用届＞

給水契約に「定型約款」が適用されることに合意し、給水装置の宍粟市水道事業給水条例第29条第2項の規定に基づく臨時使用を届出します。

＜公共下水道・排水処理施設一時使用届＞

宍粟市下水道条例第16条の3第1項(又は宍粟市生活排水処理施設条例第15条第1項)の規定により、公共下水道(又は排水処理施設)を一時使用したいので次のとおり届出します。

宍粟市長 様

令和 年 月 日

所 有 者 _____

所 在 地 _____

使 用 者 _____

指 定 業 者 _____

臨時使用するもの	<input type="checkbox"/> 給水装置 <input type="checkbox"/> 公共下水道(又は排水処理施設)		
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日頃(終了日を必ず連絡すること)		
使用用途等		業 種	
	※使用期間が、1か月を超えてもこの届で認められる用途は、土木建築・工事用のみ (工事現場事務所設営の場合を除く。)		

上記期間中の料金は私が支払いします。

料金支払者 請求書送付先	住 所			
	氏 名	(TEL: - -)		
料金の精算方法	<input type="checkbox"/> 臨時使用終了後一括支払い <input type="checkbox"/> 料金の概算額を前納			
水道料金	使用水量1㎡当たり(300円+消費税)を乗じて得た額 (宍粟市水道事業給水条例第29条第2項)			
下水道使用料	基本料金(使用期間:1か月未満の場合1か月分 1か月以上の場合は月数分) (宍粟市下水道条例第16条第2項、宍粟市生活排水処理施設条例第14条第2項)			
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用			

※水道水以外(井戸水等)を利用される場合

臨時使用終了後も水道水以外のみ(井戸水等)を使用され、公共下水道(又は排水処理施設)へ汚水を排水される場合は、通常下水道使用料を納付すること。

臨時使用終了後、新たに臨時で水道水以外のみ(井戸水等)を使用され、公共下水道(又は排水処理施設)へ汚水を排水される場合は、その都度下水道使用料を納付すること。

※処理欄

受付年月日	届書写し 手交	メーター番号	臨時水道料金	備考
開始時指数	終了時指数	使用水量	臨時下水道使用料	

【水栓番号: - - 】				受付日	令和 年 月 日
開閉栓 手数料 (1,000円)	① 納付済	③ 口座振替		方法	窓口 ・ 郵送 ・ FAX ・ Mail
	② 精算時同封	④ その他()		使用者	住基(有・無) 添付(有・無)
水道管理課	課長	副課長	係長	係員	請求先
					住基(有・無) 添付(有・無)
					(備考)
				確認者 ⑤	